



# ノーサイド

禍害と被害を超えた論理の構築

(12)

第VI章 考察とこれからの取組み

**中村周平**

これまで、ラグビーとの出会いから事故をめぐっての調停が終えるまでを時系列に記述してきました。修士論文の研究を始めた当初は、自ら過去を振り返り、書き出す作業をおこなっていました。

しかし、一人称で書き出す作業では、自分のこれまでについて、客観的に振り返ることができませんでした。そのため、同じクラスターの方に「私

へのインタビュー」を協力していただき、会話の内容を文字起こし作業をおこないました。この「私へのインタビュー」によって自分の過去を客観的に「語る」ことができたことは、ただ自分だけで書き出していき事では辿りつくことができなかった非常に意味のあるものでした。それは、私の「語り」の中に「事故に遭う前のこと」が含

まれていたことです。なぜラグビーを始め、どのような理由から成章高校に行き、どんな高校生活を送っていたのか。内容を見れば「ラグビーが好きだった中高生」について語られているのですが、その中に、事故後も「元ラグーマンである自分」を見出すことができたのです。これは、修士論文を書き進めていく上で、私の確固たる原動力となっているものでもありました。また、私や両親の当時の心境を書き足していく作業をおこなったことで、そのときの心の動きも捉えることができただけでなく、私だけでは知ることができなかったことを両親と共有することができました。そして、何より修士論文を作成していきながら、私もあらためて事故と向き合うことができたのです。

今回は、時系列に書きだした前章までの事実を踏まえ、修士論文における考察をおこない、その考察から、私が今後取り組んでいきたい事柄について記述していきたいと思えます。

## 1 修士論文における考察

自分の事故を振り返る中で、まず、事故に直接遭った本人や家族と、ラグビー部の指導陣や学校側との間に「温度差」が生まれるということが考えられます。交通事故であれば、法の下、第三者による「原因究明」がなされます。警察による現場検証がそれにあたり、「なぜその事故が起きたのか」「その事故によってどのような結果が生じたのか」が明らかにされます。しかし、スポーツ事故の場合、多くは事故関係者だけで事故の状況を判断しなければならない現状があります。救急車を要請した場合、警察も同行する仕組みがあります。警察は状況を確認しますが、ほとんどがスポーツのプレー中であることを理由に「不慮の事故」として処理されてしまいます。そのため、身内が事故に遭ったという感情的なものから、十分な「原因究明」がなされない(できない)可能性があると考えられます。それに対して、「なぜ事故が起きたのか」という思いをもつ事故に遭った本人や家族との間に、事故に対する「温度差」が生じてしまうのではないのでしょうか。私の場合も、

「日本ラグビーフットボール協会への事故報告書」という事故に関する明らかな資料が存在したにも関わらず、事故の詳細は「聞く人、聞くタイミング」によって様々な説明になり、最終的には事故の詳細を調べていくことを打ち切るという結果になってしまいました。そして、この相互間に生まれた「温度差」は時間とともに「わだかまり」「不信感」へと形を変えていくこととなります。相手の些細な言動に対しても「自分の事故は過去のものになってしまったのではないか」「以前と言っていることが変わっているのではないか」と相手に対して信頼関係を保っていくことが困難になっていきます。

しかし、スポーツ事故において、事故直後「適切」に判断を下すことができる人間がいるのでしょうか。ラグビーのような身体接触を伴うスポーツは、日常的に怪我をする可能性があります。その中には「重症事故」となるものもあり、ラグビー関係者であれば、そのことについて全く知らないという人間はいないと思えます。けれども、大きな事故に直面したという人間は決して多くないはずで、私がラグビーをおこなっていて初めて事故に遭ったことと同様に、ラグビー部の指導陣も初めて「重症事故」に直面したのです。経験の無いことが生じた際にとる人間の行動は「慌てる」「焦る」など、「適切でない」行動をとることも大いに考えられます。スポーツ事故に慣れている人はいないと思えますし、スポーツ事故の対応に「専門家」は存在しないのではないのでしょうか。

次に、「司法の場」においてスポーツ事故の処理を進めていくことの限界についてです。私の事故では、ラグビー部の指導陣との事故に対する「温度差」を感じ始めていた一方で、この当時、学校側と事故の「補償」についても話し合いを進めていました。しかし、「あれは不慮の事故だった」「こちら側に補償の責任はない」と主張し続ける学校側と、話し合いで折り合いをつけることは困難を極めました。そして、最終的に「司法の場」において判断を委ねることとなりました。しかし、「過失」が認められなければ、被った損害が「補填」されない「司法の場」においては「過

失の有無」が全ての争点となってしまいます。ラグビー部に入ったという時点で危険が振りかかる可能性については承諾していたという「危険引受け」と、当時のラグビー部の指導陣は指導を行なう上での安全を確保できていなかったという「安全配慮義務違反」のどちらが認められるかが最終の目的となってしまいます。私の場合も、調停での内容は責任の擦り付け合いのような「泥仕合」となり、私が本当に考えていきかかった事故の「原因究明」については、話し合いの中でほとんど触れられることはありませんでした。また、心境の面でも「原因究明」から徐々に「過失の有無」の明確化を図ることに固執していったことを覚えています。

この場合、慎重に考えなければならないのは「司法の場」がもつ特性です。ここでは取り上げられた事柄について、白黒をはっきりとつけるための場所であり、事実の有無を明らかにすることを目的としています。事故が実際に起こったことへの事実対応は当然必要なことであり、私も「司法の場」の必要性を否定するつもりはありません。しかし、事故に遭った本人や家族とラグビー部の指導陣や学校側との、事故後の関係を維持していくためには、現状における「司法の場」の特性を考えると、決して適切な処理と考えることはできないのではないのでしょうか。松本大学教授の吉田勝光(2008)も、訴訟と事故防止について「事故訴訟において、事故の原因が必ず明確になるといえば、そうとは限らない。事故発生の原因が究明されないこともある。裁判は、あくまでも、事故関係者の紛争を解決する基準を示すに過ぎない。法的責任の有無の程度を示すものである。事故防止の方法を示すものではない」と述べられています(諏訪伸夫他、『スポーツ政策の現代的課題』日本評論社、2008年、262頁)。私の経験にもあったように、最終的に事実ではなく「過失の有無」が争われる場であり、その現状や特性自体がスポーツ事故に対して「ある弱さ」をもっているように感じてなりません。

最後に、事故に遭った本人や家族から直接行われる情報発信の影響についてです。私はこれまで、

事故についての「原因究明」や「補償の問題」について、限られた機会ではありましたが、外に向けての情報発信をおこなってきました。『原因究明』が不十分であれば『再発防止策』を考えることはできない」「今のスポーツ振興センターの見舞金だけでは十分な補償にならない」と。少しでもスポーツ事故が無くなっていけばという思いからの行動でした。しかし、その発信の仕方は、ラグビーの指導陣や学校側に対して反省を求めるものでした。「司法の場」に打って出たことも、そのような気持ちが後押ししていたように思います。当事者からの情報発信は、時に、相手にとって無抵抗な受身的感覚を持たせてしまい、また、多くの人が「司法」という言葉に対してアレルギー体質をもっていることから、人間関係に大きな「溝」が生じてしまうことが考えられます。そして、本来なら「当事者」として事故について共に考えていってほしかったラグビーの指導陣や学校を蚊帳の外に追いやってしまう可能性があります。そうなれば、事故についての建設的な話し合いなどは開かれるどころか、そのきっかけさえ失ってしまいます。

ただ、ここで述べておきたいことは、この事故に遭った本人や家族と、ラグビー部の指導陣や学校側とが対立するということが、必ずしも必然性を持っているわけではないということです。現在の社会において、何か問題が起きたとき、何か事件が起きたとき「誰かのせい」にして問題を片付けてしてしまうことが多々見られるように思います。私の経験を振り返ってみても、私がこれまで辿ってきた変遷、そして、この論文を作成している時でさえ、そのような感覚に何度も囚われたことがあります。誰かと対立する立場に望んでなる者などいるはずがありません。しかし、無意識のうちに対立するような図式を形成した自身にもあったように、今の社会の中に、そうさせてしまうファクターが存在していることも確かであるとえます。事故対応や補償の問題など、無意識のうちに対立する構図を構築させてしまう現状における課題を可視化し、手立てを考えていかなければならないと。